平成17年度年次報告

電気通信事業紛争処理委員会

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に発足して以来、5年目を迎えている。この間、複雑化、多様化する電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理する専門的機関として、あっせん、仲裁の実施、総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する答申、必要なルール整備等についての総務大臣への勧告を通じて、公正かつ有効な競争の実現のために取り組んできている。

当委員会は、この4年余の間に、あっせん32件、仲裁3件、総務大臣への答申5件を処理するとともに、これら処理した事件に関する情報発信を積極的に行うことを通じて、潜在的な同種紛争の未然の防止にも努めてきた。また、総務大臣に対して2件の勧告を行い、その勧告が競争ルールに反映されるように努めてきている。

紛争を円滑に処理するためには、紛争の当事者である電気通信事業者から見て公正であること、言い換えれば、「信頼される第三者機関」であることが何よりも重要なことである。そこで、当委員会は、この4年余の間、情報公開の必要性に配意し、紛争処理案件にとどまらず、その運営状況についても可能な限り外部に対して公開を行い、その透明性の確保に努めてきたところである。

本報告書においても、電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)第14条の規定に基づき当委員会が総務大臣に対して行う平成17年度における紛争処理の状況に加え、当委員会が実施してきた活動状況全般について、幅広く掲載している。

電気通信事業を取り巻く環境は、ネットワークの I P化の急速な進展をはじめ大きく変化しつつあり、それに伴って事業者間の紛争も複雑になっていくことが予想される。当委員会としては、今後とも、市場動向の変化を見極めながらその専門性を存分に発揮し、一層の迅速、円滑かつ公正な紛争解決に向け、今後とも努めていく所存である。

平成18年4月20日電気通信事業紛争処理委員会

目 次

はじめに

弗↓‡	히	平成1/年度の安員会活動の概況	•	•	•		ı
第	1章	委員・特別委員	•	•	•		1
第:	2章	会議の開催状況		•			4
第:	3章	紛争処理に関する調査等		•		ļ	5
第4	4章	情報発信	•	•	•	•	7
第Ⅱ部	部	紛争等処理の状況 -				;	8
第	1章	事件の処理及び総務大臣への勧告の概況		•		8	8
第 2	2章	あっせん・仲裁申請事件の処理状況	•	•	•	1 (С
資料	1	諸外国の紛争処理制度の比較			•	1	5
資料	2	我が国における紛争処理制度の近状			•	7	1
資料	3	一般番号ポータビリティの見直しに係る検討状況について			•	8	3
資料	4	「IT時代の公正な紛争解決に向けて」第6版における第5版だ	いらの				
		主な変更点			•	8	7
資料	5	イー・アクセス株式会社からのあっせん申請について				8	9

第 I 部 平成 1 7 年度の委員会活動の概況

第1章 委員・特別委員

委員会においては、迅速かつ機動的な紛争処理のため、法定の委員5名の他に特別委員7名を置き、あっせん・仲裁の手続に参与させている。平成17年度の委員及び特別委員は下表のとおりである。

委員については、平成16年11月30日に、発足から3年の任期を満了した第1期委員5名が再任されたところであり、平成17年度においても変更はなかった。

特別委員については、藤本特別委員、濱谷特別委員が退任し、樋口特別委員、 和久井特別委員が新たに任命された。なお、平成17年11月30日に、2年 の任期を満了した第2期特別委員のうち4名については、引き続き、再任され た。

【委員】 (五十音順)

氏 名	職業	任 命 日
香城 敏麿	獨協大学法科大学院教授	平成 16 年 11 月 30 日再任
(委員長)		(第1期:平成13年11月30日
		~平成 16 年 11 月 29 日)
田中建二	早稲田大学大学院ファイ	平成 16 年 11 月 30 日再任
	ナンス研究科教授	(第1期:平成13年11月30日
		~平成 16 年 11 月 29 日)
富沢木実	脚北海道科学技術総合振	平成 16 年 11 月 30 日再任
	興センター知的クラスタ	(第1期:平成13年11月30日
	ー本部 科学技術コーディ	~平成 16 年 11 月 29 日)
	ネーター	
	道都大学経営学部非常勤	
	講師	
森 永 規 彦	広島国際大学社会環境科	平成 16 年 11 月 30 日再任
(委員長代理)	学部教授	(第1期:平成13年11月30日
		~平成 16 年 11 月 29 日)
吉岡睦子	弁護士	平成 16 年 11 月 30 日再任
		(第1期:平成13年11月30日
		~平成 16 年 11 月 29 日)

【特別委員】 (五十音順)

【特別安貝】	\\\\\\\\\		
氏 名	職業	任命日	
浅 井 澄 子	大妻女子大学社会情報学部	平成 17 年 11 月 30 日再任	
	助教授	(第1期:平成13年11月30日	
		~平成 15 年 11 月 29 日)	
		(第2期:平成15年11月30日	
		~平成 17 年 11 月 29 日)	
尾畑裕	一橋大学大学院商学研究科 教授	平成17年1月8日再任	
	4X1X	(第1期:平成15年1月8日	
		~平成17年1月7日)	
瀬 崎 薫	東京大学空間情報科学研究	平成 17 年 11 月 30 日再任	
	センター助教授	(第1期:平成13年11月30日	
		~平成 15 年 11 月 29 日)	
		(第2期:平成15年11月30日	
		~平成 17 年 11 月 29 日)	
長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究	平成 17 年 11 月 30 日再任	
	科教授 	(第1期:平成13年11月30日	
		~平成 15 年 11 月 29 日)	
		(第2期:平成15年11月30日	
		~平成 17 年 11 月 29 日)	
樋口一夫	弁護士	平成 17 年 11 月 30 日新任	
藤原宏高	弁護士	平成 17 年 11 月 30 日再任	
		(第1期:平成13年11月30日	
		~平成 15 年 11 月 29 日)	
		(第2期:平成15年11月30日	
		~平成 17 年 11 月 29 日)	
和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研	平成 17 年 11 月 30 日新任	
	究科助教授		

(退任した特別委員)

氏 名	職業	任 命 日
濱谷 和生	甲南大学法学部教授	平成 17 年 11 月 29 日退任
(土 佐)		(第1期:平成13年11月30日
		~平成 15 年 11 月 29 日)
		(第2期:平成15年11月30日
		~平成 17 年 11 月 29 日)
藤本博史	弁護士	平成 17 年 10 月 7 日退任
		(第1期:平成13年11月30日
		~平成 15 年 11 月 29 日)
		(第2期:平成15年11月30日
		~平成 17 年 10 月 7 日)

第2章 会議の開催状況

平成17年度は、委員会として計7回の会議を開催した。 その開催状況は、次のとおりである。

図表 委員会開催状況 (平成17年度)

	是其式所催水化(十八) 1 / 1	
会 合	日付	議事等
第62回	平成 17 年 4 月 18 日	あっせん委員の指名(平成 17 年(争)第 1 号)
第63回	平成 17 年 4 月 25 日	① 平成 16 年度年次報告について
		② 接続料等に関する最近の動向について(総
		合通信基盤局からの説明)
		③ 報告書「諸外国の紛争処理制度の比較」に
		ついて
		④ 我が国における紛争処理制度の近状につ
		いて
		⑤ その他
第64回	平成17年6月6日	議事録等の開示について
第65回	平成 17 年 7月 11 日	あっせん委員の指名 (平成 17 年 (争) 第 2 号・
		第 3 号)
第66回	平成 17 年 10 月 26 日	① 終了案件についての報告について
		② 一般番号ポータビリティの見直しに係る
		検討状況について
		③ 紛争処理のための手続等に関する便覧の
		改訂について
		④ その他
第67回	平成 17 年 12 月 5 日	① 竹中総務大臣挨拶
		② 菅総務副大臣挨拶
		③ NTTグループ中期経営戦略について(総
		合通信基盤局からの説明)
		④ IP化の進展に対応した競争ルールの在
		り方について(総合通信基盤局からの説
		明)
		⑤ その他
第68回	平成 18 年 3 月 29 日	① 平成17年度年次報告(案)について
		② その他

第3章 紛争処理に関する調査等

(1)諸外国の紛争処理制度の比較

委員会では、設立以来、諸外国の電気通信紛争処理制度についての海外調査を実施し、また、実際にも諸外国の規制機関、紛争処理機関と意見交換を行ってきており、その成果について報告書としてとりまとめを行った(資料1)。

ここでは、紛争処理のような極めて実務的な制度が、各国における電気通信市場の競争状態、就中、支配的事業者と新規事業者との勢力関係はもとより、行政と立法・司法の関係等の所産物であることから、各国毎に電気通信事業紛争処理制度の詳細について、その環境条件も含めてとりまとめている。

(2) 我が国の他分野における紛争処理制度の状況

我が国においては、電気通信分野における当委員会と同様、様々な分野における紛争を解決するために、公害等調整委員会や中央建設工事紛争審査会といった紛争処理機関が存在するが、自由化が拡大しつつある電力分野の紛争処理制度において新たな動きがあったことから、我が国の紛争処理機関についての機能を概括するとともに、電力分野の紛争処理制度について調査を行い報告書としてとりまとめを行った(資料2)。

(3) 一般番号ポータビリティの見直しに係る検討状況

一般番号ポータビリティの見直しは、NTT東日本及びNTT西日本より、平成16年12月17日にあっせん申請のあった『平成電電「電話網」とNTT東日本及びNTT西日本「IP電話網」との接続』(平成17年2月22日あっせん手続き終了)に関連するものであり、電気通信事業者間における検討状況、総務大臣の省令改正等についてとりまとめを行った(資料3)。

(4) 紛争処理のための手続き等に関する便覧の改訂

委員会では、これまで電気通信事業者間等に発生する紛争の解決に関して 参考となる諸情報を総合的かつ体系的に所収した便覧『I T時代の公正な紛 争解決に向けて-円滑な電気通信事業展開のための制度と実務-』を作成・ 公表してきている。

平成17年度においては、紛争の当事者となる電気通信事業者が紛争処理 手続について、より一層具体的なイメージを抱くことができるよう、あっせ ん、仲裁の手続について、全体の流れがわかるフローチャートにするなど、 より実務的なものとなるようにするとともに、これまでに処理を終結させた 紛争事案に関する記述を更新した便覧[第6版](資料4)を平成17年 11月1日に作成・公表し、電気通信事業者及び関連団体へ配布した。

(5) 紛争処理等の将来像に関する検討

ネットワークの I P化が急速に進展しつつある中、電気通信市場の競争構造も大きく変化する可能性があると考えられる。これに伴い、時代の流れに即応した新たな競争ルールの確立とその着実な実施が求められるが、事業者間の紛争についても従来想定されなかった形態での紛争が発生するものと考えられる。

このような状況を踏まえ、これら新たな紛争に迅速かつ円滑に対応できるような体制を維持構築するため、今後の課題や対応のあり方等について検討を行っている。

(6) 電気通信事業紛争処理相談窓口による対応

平成16年12月1日、電気通信事業紛争処理相談窓口を開設して以降、 当相談窓口にはメールや電話等により相談や問合せが寄せられている。これ ら相談等に対しては、委員会に蓄積された情報を活用し、迅速かつ円滑に対 応してきている。

第4章 情報発信

(1) ウェブ・ページの開設・更新

委員会では、電気通信事業者間の紛争に関する手続きの解説や過去に扱った事例の集成、紛争処理件数及び紛争内容、議事録、関連法令、次回開催予定、これまでの開催状況、報道発表、委員会の所在地等について、ウェブ・ページを開設して情報発信をしてきており、その内容についても新たな事例等について随時更新してきている。"

また、日本語版だけでなく、英語版のウェブ・ページ<http://www.soumu.go.jp/hunso/english/>も開設し、国内だけでなく国際的にも情報発信をしている。

(2)報告書等の公表

第3章(1)~(4)で述べた報告書等については、上記(1)のウェブ・ページ上で公表しているほか、必要に応じ、電気通信事業者や関連団体に配布するなど情報発信している。

特に、同章(1)の報告書については、英語版を作成し、意見交換を行った諸外国の規制機関や紛争処理機関、電気通信事業者に対しても情報提供を 実施している。

(3) その他

委員会に蓄積された膨大な情報をより多くの電気通信関係者に有効に活用してもらうことができるよう、電気通信事業関連団体等と会合を持つなどして情報発信を行うほか、業界団体の各種会合への参加、講演等を行うことで積極的に情報発信することとしている。

第Ⅱ部 紛争等処理の状況

第1章 事件の処理及び総務大臣への勧告の概況

電気通信事業紛争処理委員会においては、

- ① 電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁の手続
- ② 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ③ その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対して勧告

を行う機能を有している。

ここでは、平成17年度中の事件の処理についてまとめた。

1 あっせん・仲裁

平成17年度中に当委員会が受け付けたあっせん事件は3件、仲裁事件はなかった。

(1) あっせん

当委員会は、平成17年度中に3件のあっせん事件を受け付けた。その経 過概況は、次のとおりである。

あっせん事件のうち1件は、あっせん手続の結果、解決し、また、他2件は、あっせん申請の後、申請者より申請を取り下げる旨の連絡があったため、 取り下げられた。

事件	申請	処 理 終 了	終了事由
平成17年(争)第1号	平成17年4月14日	平成 17 年 5 月 13 日	解決
平成17年(争)第2号	平成 17 年 7 月 8 日	平成17年10月4日	取下げ
平成17年(争)第3号	平成 17 年 7 月 8 日	平成17年10月4日	取下げ

(2) 仲裁

仲裁事件については、平成17年度はなかった。

2 総務大臣への答申

平成17年度中、総務大臣から当委員会に対する諮問案件はなかった。

3 総務大臣に対する勧告

平成17年度中、総務大臣への勧告はなかった。

第2章 あっせん・仲裁申請事件の処理状況

1 平成17年4月14日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成17年 4月14日(争)第1号)(電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎに関する あっせんの申請)

(1) 経過

平成17年 4月14日 イー・アクセス株式会社 (イー・アクセス)、 あっせんの申請 (\Rightarrow (2))

4月15日 西日本電信電話株式会社(NTT西日本)に対し、あっせんの申請があった旨通知

4月18日 あっせん委員(富沢委員、長谷部特別委員及び 藤原特別委員) 指名

5月 9日 NTT西日本、答弁書提出 (⇒ (3))

5月13日 両当事者より意見等の聴取 両当事者に解決のための合意が成立(⇒(4)) あっせん終了

(2) 申請における主な主張

平成16年7月、イー・アクセスは、AOLジャパン株式会社のプロバイダ事業の営業譲渡を受けた後、NTT西日本からフレッツサービスの注文取次業務契約の解除を通告されたが、平成17年3月末までの間は、受付業務の覚書を締結して受付業務を継続してきた。

しかし、平成17年3月末で受付業務は解除となり、このため、インターネットのアクセス回線としてフレッツサービスを希望するAOLユーザーは別々に申込みを行わなければならず、利便性が損なわれている。

このため、NTT西日本とのフレッツサービスの受付業務の再開について あっせんを希望する。

(3) 答弁書における主な主張

① 代理店契約は、事業者間の自由な意思に基づく任意の契約であり、解消できる自由は当然有している。代理店契約を締結しないことが、NTT西日本の支配的地位を前提として接続の可否といった ISP事業の継続を危うくするものではなく、利用者にとっても特段のデメリットを生じさせ

るものではない。

- ② フレッツサービスの受付については、ISP事業者経由だけでなく、1 16やウェブ等で簡単に申し込める仕組みが整っている。
- ③ 契約を締結することで競合するイー・アクセスに対して、NTT西日本の営業戦略や営業手法等の経営に直結する重要な情報の流出が懸念される。

(4) 合意の内容

- ① NTT西日本とイー・アクセスは、本年3月31日まで締結していた「受付業務に関する覚書」に以下の点を追記した覚書を平成17年度においても締結する。
 - a) 代行申込に関する手数料は設定しない。
 - b) NTT西日本とイー・アクセスは、覚書に基づく代行申込の遂行上 知り得た相手方の営業上の情報、技術上の情報、顧客情報及びその他 一切の情報(NTT西日本又はイー・アクセスが知る前に公知の情報 である情報を除く。)をイー・アクセスのアクセスラインの販売勧奨等、 代行申込業務の遂行以外の目的で、自ら使用し、若しくは第三者に開 示又は漏洩しない。
 - c) 前項の目的のため、イー・アクセスは、代行申込を実施するに当たって、ISP事業であるAOLサービスとアクセス事業について、物理的、組織的に遮断を行う。
 - d) 覚書の更新に当たっては、当該期間におけるイー・アクセスによる 代行申込実績、ファイアウォールの実施状況及びFTTHへの参入状 況を踏まえ、NTT西日本及びイー・アクセス双方で誠実に協議を行 う。
- ② 取次いだ利用者の開通情報については、NTT西日本が開示を行う。

(5) あっせん後の状況

平成18年度においても、NTT西日本とイー・アクセスは、平成17年度に締結した「受付業務に関する覚書」と同様の内容の覚書を締結している (予定)。 2 平成17年7月8日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成17年7月8日(争)第2号・同第3号)(接続に係る費用負担に関するあっせんの申請)

(1) 経過

平成17年 7月 8日 A社、あっせんの申請 (⇒ (2))

7月11日 B社及びC社に対し、あっせんの申請があった旨通知

7月12日 あっせん委員(田中委員、瀬崎特別委員及び 藤本特別委員)指名

8月26日 B社及びC社、答弁書提出 (⇒ (3))

8月26日 A社、B社及びC社からの答弁書に対する意 見書提出

8月31日 B社及びC社、A社からの意見書に対する答 弁書提出

9月 1日 両当事者より意見等の聴取 あっせん案の提示

9月29日 両当事者より意見等の聴取 あっせん案の提示

10月 4日 A社、申請の取下げ (⇒ (4)) あっせん手続の取りやめ

(2) 申請における主な主張

① B社に対して

平成17年2月、A社が提供しているサービスの料金回収方式変更のため、B社に網改造(ソフトウェア開発)の申込みを行ったところ、当該開発に係る契約期限直前に、当該開発費用全額の預託金の申入れがあり、預託金をめぐる協議が不調となったことから、ソフトウェア開発の希望日である7月に着手されない状況に陥った。

したがって、預託金に関する協議は継続して応じることを条件に、B 社が7月以降速やかに当該開発に着手するようあっせんを求める。

② C社に対して

平成17年2月、A社が提供しているサービスの料金回収方式変更のため、C社に網改造(ソフトウェア開発)の申込みを行ったところ、当該開発に係る契約期限直前に、当該開発費用全額の預託金の申入れがあり、預託金をめぐる協議が不調となったことから、ソフトウェア開発の希望日である7月に着手されない状況に陥った。

したがって、預託金に関する協議は継続して応じることを条件に、C 社が7月以降速やかに当該開発に着手するようあっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張

① B社の主な主張

B社は、A社に対し開発着手の6ヶ月前から、投資額を回収するための接続料の担保措置について、別途協議する旨通知している。

また、B社は、預託金の預け入れ等による担保措置が講じられ、当該ソフトウェア開発に必要な投資額を確実に回収できることが担保されることを前提に当該ソフトウェアの開発着手に応じる。

② C社の主な主張

C社は、A社に対し開発着手の6ヶ月前から、投資額を回収するための接続料の担保措置について、別途協議する旨通知している。

また、C社は、預託金の預け入れ等による担保措置が講じられ、当該ソフトウェア開発に必要な投資額を確実に回収できることが担保されることを前提に当該ソフトウェアの開発着手に応じる。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明

A社が提供しているサービスについて、サービス展開の見直しを行うことから、7月8日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。